



新潟県

新潟県報

発行 新潟県

第1号

令和8年1月6日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主　要　目　次

告　　示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師の指定(障害福祉課)
- 身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師の指定の辞退(障害福祉課)
- 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 道路の区域変更(道路管理課)
- 都市計画の変更案の縦覧(都市政策課)
- 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 港湾施設の指定(港湾整備課)

公　　告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)

公安委員会告示

- 運転免許取得者等教育の認定の取消し(運転免許センター)
- 技能検定員審査の実施(運転免許センター)
- 教習指導員審査の実施(運転免許センター)

告　　示

◎新潟県告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和8年1月6日

新潟県知事　花　角　英　世

名　称	所　在　地	担当する医療の種　類	指定年月日
おひさま薬局	燕市五千石3268番地1	育成医療・更生医療	令和8年1月1日
千手薬局	十日町市上新井1145-5	育成医療・更生医療	令和8年1月1日

◎新潟県告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を次のとおり更新した。

令和8年1月6日

新潟県知事 花角英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
さど訪問看護ステーション	佐渡市千種145番地1 佐渡調剤薬局ビル2階	育成医療・更生医療	令和8年1月1日
こじじ調剤薬局	長岡市飯塚字中之島2831	育成医療・更生医療	令和8年1月1日
クスリのアオキ松美薬局	柏崎市松美二丁目2番27号	育成医療・更生医療	令和8年1月1日
本町調剤薬局	見附市本町4-3-9	育成医療・更生医療	令和8年1月1日
わかばや薬局	燕市榎木812番地	育成医療・更生医療	令和8年1月1日
はまなす薬局	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山字聖籠山935-3	育成医療・更生医療	令和8年1月1日

◎新潟県告示第3号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

令和8年1月6日

新潟県知事 花角英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
三橋 里美	脳神経内科	さいがた医療センター	上越市大潟区犀潟468-1	令和8年1月1日	第15条第1項の医師に指定した
高橋 有紀子	内科	さいがた医療センター	上越市大潟区犀潟468-1	〃	〃
梶吉 秀隆	小児科	新潟病院	柏崎市赤坂町3番52号	〃	〃
鶴橋 享久	呼吸器内科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041番地	〃	〃
栗野 浩	整形外科	山北徳新会病院	村上市勝木1340-1	〃	〃
今井 真	整形外科	新潟手の外科研究所病院	北蒲原郡聖籠町諏訪山997番地	〃	〃
田中 良賢	リハビリテーション科	悠遊健康村病院	長岡市大字日越337番地	〃	〃

◎新潟県告示第4号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和8年1月6日

新潟県知事 花角英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
巻島 由紀子	整形外科 リウマチ科	斎藤記念病院	南魚沼市欠之上478番地2	令和7年11月30日
阿部 聰	脳神経外科	三之町病院	三条市本町5丁目2-30	令和7年11月30日

◎新潟県告示第5号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年1月6日

新潟県知事 花角英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
長岡市西川口字原田3021番	田	1,223

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和8年4月	5年	60,815円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 星丈志

〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第1004号（令和7年11月21日発行）で告示したが、令和7年12月5日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局長岡支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局長岡支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第6号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年1月6日

新潟県知事 花角英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
糸魚川市大字和泉1803番	田	2,828

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和8年4月	5年	112,500円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 星丈志

〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第1005号（令和7年11月21日発行）で告示したが、令和7年12月5日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局糸魚川支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局糸魚川支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年1月6日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤玉両津港線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市下久知字東野2195番216から 同市下久知字葛平1317番まで	新	8.7~35.7メートル	120.6メートル
	旧	8.7~31.5メートル	120.8メートル

◎新潟県告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和8年1月6日

新潟県
代表者 新潟県知事 花角英世

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 十日町都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・3号 高田町南線
3・4・5号 高田町通り線
3・4・13号 本町通り線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 3・4・3号 高田町南線
 - ア 追加する部分
十日町市高田町6丁目の一部
 - イ 削除する部分
十日町市高田町6丁目の一部
 - (2) 3・4・5号 高田町通り線
 - ア 追加する部分
十日町市高田町6丁目の一部
 - イ 削除する部分
十日町市高田町6丁目の一部
 - (3) 3・4・13号 本町通り線
 - ア 追加する部分
十日町市川治、山本町1丁目、山本町2丁目及び山本町3丁目の各一部
 - イ 削除する部分
十日町市尾崎、四日町、本町2丁目、山本町1丁目、山本町2丁目、山本町3丁目、山本町4丁目、山本町5丁目及び川治の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 自 令和8年1月6日
至 令和8年1月20日
 - (2) 場所等
 - ア 新潟県十日町市妻有町西2丁目1番地（〒948-0037）
新潟県十日町地域振興局地域整備部計画調整担当
電話 025-757-5408
 - イ 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地（〒948-8501）

十日町市建設部都市計画課

電話 025-757-9937

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所において提出することができる。

5 意見書を提出できる者

十日町市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

令和8年1月20日(必着)

◎新潟県告示第9号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和8年1月6日

新潟県三条地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

令和7年12月18日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
燕市東太田字往来西1558-1の内、1558-2の内、1559-1の内、1559-2の内、1560-13の内	6.00	30.99

◎新潟県告示第10号

新潟県港湾管理条例(昭和38年新潟県条例第11号)第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

令和8年1月6日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	東埠頭3号野積場	北蒲原郡聖籠町東港3丁目地内	面積 A=14,182.49m ² 構造 砂利敷

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年1月6日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 原信糸魚川東店

所在地 糸魚川市東寺町3丁目93番1 外

設置者 株式会社原信

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更(大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻)に関する届出

公告日 令和7年7月18日

3 意見の概要

(1) 糸魚川市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和8年1月6日から令和8年2月6日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年1月6日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 長岡アークプラザ南

所在地 長岡市古正寺町中割56 外

設置者 アークランズ株式会社 他2者

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（荷さばき施設の位置及び荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯）に関する届出

公告日 令和7月7月18日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和8年1月6日から令和8年2月6日まで

公安委員会告示**◎新潟県公安委員会告示第1号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により、次のとおり運転免許取得者等教育の認定を取り消した。

令和8年1月6日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井香子

1 取り消した運転免許取得者等教育の認定

(1) 施設の名称及び所在地並びに代表者の氏名

小千谷自動車学校

小千谷市大字千谷字小嶋甲2692番1

青柳 恵介

(2) 課程の区分及び名称

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）

第1条第1号 四輪車基本教育

規則第1条第2号 二輪車基本教育

規則第1条第4号 高齢者教育
 規則第1条第7号 普通自動二輪車の二人乗り運転教育
 規則第1条第8号 高度習熟教育

2 取消年月日

令和7年12月25日

◎新潟県公安委員会告示第2号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条の規定により、令和8年中の技能検定員審査を次のとおり行う。

令和8年1月6日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井香子

1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査の期日	申請期間
技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	第1回	3月9日（月）から3月13日（金） までの5日間 (午前8時30分から午後5時まで)	2月2日（月）から2月13日（金）までの間
	第2回	6月1日（月）から6月5日（金） までの5日間 (午前8時30分から午後5時まで)	4月13日（月）から4月24日（金）までの間
	第3回	11月16日（月）から11月20日（金） までの5日間 (午前8時30分から午後5時まで)	9月7日（月）から9月17日（木）までの間
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽引）	第1回	7月13日（月）から7月17日（金） までの5日間 (午前8時30分から午後5時まで)	5月7日（木）から5月21日（木）までの間
	第2回	10月5日（月）から10月9日（金） までの5日間 (午前8時30分から午後5時まで)	8月17日（月）から8月28日（金）までの間

2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1

新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（技能検定員審査（大型二種）を受審する場合にあっては大型二種免許、技能検定員審査（中型二種）を受審する場合にあっては大型二種免許又は中型二種免許、技能検定員審査（普通二種）を受審する場合にあっては大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第2号口からホまでのいずれにも該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者であること（技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

4 審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者にあっては、免除細目以外の細目）について行う。

- (1) 技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）

- ウ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項（論文）
 エ 自動車教習所に関する法令についての知識（論文）
 オ 技能検定の実施に関する知識（論文）
 カ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）
 (2) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
 ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）
 イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）
 ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業に関する法令についての知識（論文）
 エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）

5 審査の申請手続

技能検定員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許証の写し又は免許情報記録確認書等の写し
 (2) 審査細目の一項を免除される者にあっては、当該審査細目の一項を免除される者であることを証する書面
 (3) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する者にあっては、対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の写し

6 審査手数料

審査手数料の納入方法については、下記問合せ先に問い合わせること。

7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター技能・教習所係

電話番号 025-256-1212 内線 256

◎新潟県公安委員会告示第3号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条の規定により、令和8年中の教習指導員審査を次のとおり行う。

令和8年1月6日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井香子

1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査の期日	申請期間
教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	第1回	3月9日（月）から3月13日（金） までの5日間 (午前8時30分から午後5時まで)	2月2日（月）から2月13日（金）までの間
	第2回	6月1日（月）から6月5日（金） までの5日間 (午前8時30分から午後5時まで)	4月13日（月）から4月24日（金）までの間
	第3回	11月16日（月）から11月20日（金） までの5日間 (午前8時30分から午後5時まで)	9月7日（月）から9月17日（木）までの間
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽引）	第1回	7月6日（月）から7月7日（火） までの2日間及び7月9日（木）から7月10日（金）までの2日間 (午前8時30分から午後5時まで)	5月7日（木）から5月21日（木）までの間
	第2回	9月28日（月）から10月2日（金） までの5日間 (午前8時30分から午後5時まで)	8月17日（月）から8月28日（金）までの間

2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1

新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（教習指導員審査（大型二種））を受審する場合にあっては大型二種免許、教習指導員審査（中型二種）を受審する場合にあっては大型二種免許又は中型二種免許、教習指導員審査（普通二種）を受審する場合にあっては大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第2号ロ及びハに該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者であること（教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

4 審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者にあっては、免除細目以外の細目）について行う。

- (1) 教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）
 - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能（実技）
 - イ 技能教習に必要な教習の技能（面接）
 - ウ 学科教習に必要な教習の技能（面接）
 - エ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識（論文）
 - オ 自動車教習所に関する法令についての知識（論文）
 - カ 教習指導員として必要な教育についての知識（論文）
- (2) 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）
 - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能（実技）
 - イ 技能教習に必要な教習の技能（面接）
 - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業に関する法令についての知識（論文）

5 審査の申請手続

教習指導員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許証の写し又は免許情報記録確認書等の写し
- (2) 審査細目一部を免除される者にあっては、当該審査細目一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する者にあっては、対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の写し

6 審査手数料

審査手数料の納入方法については、下記問合せ先に問い合わせること。

7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター技能・教習所係

電話番号 025-256-1212 内線 256